

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>砂川厚生福祉センター</p>	<p>下記の工事請負契約について、契約保証金を徴収していなかった。</p> <p>契約名称：大阪府立砂川厚生福祉センター電気錠設備補修工事            工期：令和6年12月10日から令和7年2月28日まで            請負代金額：1,639,440円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (契約保証金)            第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (契約保証金の納付等)            第67条 令第167条の16の規則で定める率は、契約金額の100分の5以上とする。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b>            第67条関係            1 建設工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。ただし、特定事業に係る契約保証金の率については、契約金額のうち施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上とする。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）